

給食の放射性物質の

検査を始めました

4月から、食品の放射能検査機器（CAPTUS-3000A型）を導入し、区内の保育施設や小・中学校等の給食（調理済みの食品）の放射性物質を検査しています。

検査結果は、新宿区ホームページや測定結果等をまとめた冊子（左記）でお知らせしています。

放射線量・放射性物質の測定結果を閲覧できるようにしました

区内の空間放射線量・放射性物質の測定結果は、これまで新宿区ホームページでお知らせしてきましたが、結果等を冊子に

空間放射線量測定器を貸し出しています

生活環境課で貸し出しています。貸し出しの予約（電話予約）は、申込日の翌月末の利用分まで受け付けます（土・日曜日・祝日を除く）。

【問合せ】生活環境課公害対策係（本庁舎7階）☎（5273）3764・☎（5273）4070へ。

神田川ファンクラブに参加しませんか

区の外周を取り巻く神田川は、三鷹市の井の頭池を水源に、隅田川まで25kmを流れる河川です。新宿の水とみどりの骨格であるとともに、歴史と文化を伝える大切な水辺空間です。

かつては水の汚れや大雨による氾濫などの課題がありましたが、工場等の排水規制や下水道の整備による水質の改善、洪水を防ぐための整備工事が進められて、アユが生息するほどきれいな川になりました。

神田川ファンクラブは、区民の皆さんで結成する「川と親しむクラブ」です。神田川をもっと知りた

い方は、ぜひ、ご参加ください。
【問合せ】神田川ファンクラブ事務局（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階、みどり公園課みどりの係内）☎（5273）3924・☎（3209）5595へ。

新規会員を募集



戸塚地域センター3階の神田川ふれあいコーナー（高田馬場2-18-1）を拠点に、年8回、第3水曜日の午後に活動する予定です。

【対象】区内在住・在学の方、30名（小学4～6年生と保護者を優先）。これまでに参加した方も申し込めます。

【結成会】5月16日（水）午後3時から、神田川ふれあいコーナーで開催

【申込み】往復はがきに記載例（2面参照）のとおり記入し、5月8日（必着）までに神田川ファンクラブ事務局へ。応募者多数の場合は抽選。



6月 神田川の水質調査と魚の観察

●24年度の活動予定
▼5月16日（水）：1年間の活動内容を紹介する結成会
▼9月：荒川を巡視船で下り、周囲の状況や水質の違いを神田川と比較
▼10月：川に入ってごみの調査



7月 神田川の水源地 井の頭池を見学

7月9日から外国人の方に関する

登録制度が変わります

ご確認ください

仮住民票に関する通知を

5月11日からお送りします

7月9日（月）に外国人登録制度が廃止され、外国人の方も住民基本台帳制度の対象となり、住民票が作成されるようになります。

制度移行のため、外国人登録に基づき「仮住民票」を作成し、その内容を記載した「仮住民票記載事項通知書」をお送りします。「仮住民票」は、7月9日（月）に「住民票」になります。

また、日本人の方と外国人の方と同じ世帯（複数国籍世帯）になると見込まれる場合には、日本人の方の住民票の世帯主や続柄が変更になる場合がありますので、「世帯状況確認通知書」をお送りします。内容に変更があるときや事実と異なるときは、ご連絡ください。変更等がない場合は、手続きの必要はありません。

【問合せ】▼5月7日（月）～7月6日（金）は戸籍住民課住民記録係 仮住民票等相談窓口（本庁舎地下1階）☎（5273）4359・☎（3209）1728、▼そのほかの期間は戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎（5273）3601・☎（3209）1728へ。

仮住民票記載事項通知書

仮住民票が作成されるのは、区内在住で新宿区に外国人登録をしていて、次のいずれかに該当する方です。

▼中长期在留者（原則として適法に3か月を超えて在留する方）で、在留期間（特例在留期間を含む）の満了の日が7月9日（月）以降の方

※在留期間が3か月以下の短期滞在者、不法滞在者等は対象外

▼特別永住者の方

▼一時庇護許可者または仮滞在許可者で、上陸期間または仮滞在期間の終期が7月9日（月）以降の方

▼出生または国籍喪失による経過滞滞者で、「出生または日本国籍を離脱した日の60日後」が7月9日（月）以降の方

仮住民票が作成されない方には、別にお知らせをお送りします。ご確認ください。

世帯状況確認通知書

世帯状況確認通知書を送りするのは、区内在住で日本人の方と外国人の方と同じ世帯（複数国籍世帯）になると見込まれる方です。

※複数国籍世帯で通知書が届かない方は、ご連絡ください。

原則として、▼仮住民票記載事項通知書は「外国人登録上の世帯主」あてに、

▼世帯状況確認通知書は「住民基本台帳上の世帯主」あてに、簡易書留でお送りします。

5月7日（月）現在で新宿区に外国人登録をしている方へは、5月11日（金）にお送りします。5月7日（月）以降、新宿区に転入した方等へは、随時お送りします。

地域のシンボルをいかした景観まちづくり

薬王院のケヤキを

景観重要樹木・特別保護樹木に指定

区の景観まちづくり計画では、歴史性・文化性等を備える地域のシンボルの存在で景観上の特徴があり、良好な景観形成に重要な役割を果たしているとして認められる樹木を、景観法に基づく「景観重要樹木」に指定すると定めています。今回、景観まちづくり審議会の審議を経て、3月26日に薬王院（下落合4-8-2）のケヤキを景観重要樹木に指定しました。

このケヤキは、学術・歴史上の価値や希少性が高いとして、23年9月8日に区の「特別保護樹木」にすでに指定し、区が管理維持方針の策定・定期的なせん定・樹木診断の実施を支援するなどしています。このケヤキを地域の魅力向上にいかすとともに、貴重なみどりとして未来へ残していきたいです。

【問合せ】▼景観重要樹木：景観と地区計画課（本庁舎8階）☎（5273）3831・☎（3209）9227、▼特別保護樹木：みどり公園課みどりの係（本庁舎7階）☎（5273）3924・☎（3209）5595へ。



ボタンやシダレザクラで知られる薬王院の庭園は、落合の丘陵を利用して立体的に構成されています。山門前に位置するケヤキ（写真）は、幹回り3.3m、推定樹齢は200年で、落合の豊かなみどりを象徴する文化的価値の高い樹木です。

鎌倉時代に建てられた薬王院は、1878年（明治11年）に現在地に移転してきましたが、このケヤキは、薬王院の移転前からこの地にあったと伝えられています。